

広域窃盗事件に対する合同捜査・共同捜査の推進について（通達）

〔 令6.3.1 丁捜一発第22号、警察庁刑事局捜査第一課長から各管区警察局長
広域調整担当部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて 〕

（概要）

広域窃盗事件に対する合同捜査・共同捜査の推進について、その要領を示し、引き続き、適正かつ効果的な合同捜査・共同捜査の推進に努めるよう指示したものを。